

## 別紙 1

### 仕様書

#### 1 業務の名称

令和 7 年度特定建築物定期点検業務（保育園・こども園・幼稚園）

#### 2 業務場所

別紙 2 施設一覧のとおり

#### 3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで

#### 4 業務の内容

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 2 条第 2 項及び平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号に基づく特定建築物の点検及び報告書作成業務。

なお、調査項目は、上記告示にて定められた項目のうち、別表調査項目表を基に実施するものとする。

#### 5 報告書提出

下記の書類を印刷物及び電子データで提出すること。

（1）定期調査報告概要書 （A 4 判）

（2）定期調査報告書 （A 4 判）

（3）調査結果表 （A 4 判）

調査項目は、別表調査結果表のとおり

（4）図面 （A 3 判）

ア 付近見取図

イ 配置図（用途地域、道路巾等記入）外壁延焼ライン記入

ウ 各階平面図（調査内容を記入）

※ア～ウは定期点検用の図面（白図）を新たに作成し、記入すること。

（5）写真 （A 4 判）

（6）その他

ア 白図 ※5（4）図面ア～ウの調査内容未記載の図面

イ 緊急修繕・補修を要する箇所の一覧表

（1）～（5）は、印刷物 2 部、電子データ（CD-R）1 部とする。

（6）の白図は、電子データ（CD-R）で 1 部とする。緊急修繕・補修を要する箇所の一覧表の提出が必要な場合、印刷物で 1 部とする。

## 6 資料の貸与

- (1) 委託者が保有する資料のうち、業務の実施に必要であると認められるものは、受託者に無償で貸与する。
- (2) 貸与した資料が損傷した場合は、受託者の負担により原状に復するものとする。ただし、その損傷の発生が委託者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。
- (3) 業務終了後、貸与を受けた資料は速やかに返却すること。

## 7 事故の防止

- (1) 業務の実施に当たっては、建築基準法、消防法及びその他の関係法令を遵守し、安全対策を講じること。
- (2) 施設を損壊しないこと。

## 8 損害の負担

- (1) 業務実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (2) 受託者が業務の実施に当たり委託者もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

## 9 日程調整等

施設運用に支障を来さないように、委託者及び施設と事前に点検の日程、方法等について調整を行うこと。

## 10 その他

- (1) 下記の特記事項を遵守すること。
  - 別紙3 特記仕様書
  - 別紙4 個人情報取扱特記事項
  - 別紙5 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項
- (2) 業務委託完了後、不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の措置をとること。
- (3) 緊急もしくはおおむね一年以内に補修・改善等の対応が必要と判断するものについては、必要に応じて補足説明等の措置をとること。
- (4) この契約に係る書類の作成に、消せるボールペンを使用しないこと。
- (5) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。